

実践的な職業教育機関としての
専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて

令和6年1月24日
専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議

内容

はじめに	1
I. 前提（検討経緯、専修学校の現状、近年の社会・政策の変化）	4
II. 総論（振興策の3つの柱）	13
III. 各論	15
1. 実践的な職業教育の推進	15
1-1. 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善	15
1-2. 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた制度改正	15
1-2-1. 制度改正検討の必要性	15
1-2-2. 大学等との制度的整合性を高めるための措置	16
1-2-3. 専門学校修了者の学修継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置	18
1-2-4. 教育の質の保証を図るための措置	21
2. 社会人・留学生の受入れ拡大	24
2-1. 社会人受入れの状況・施策	24
2-1-1. 履修証明プログラム	25
2-1-2. 専攻科の制度化の検討について	26
2-2. 留学生の受入れ・施策	26
2-2-1. 外国人留学生キャリア形成促進プログラム	27
3. 高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充等への対応	28
3-1. 専修学校制度の「分野」について	28
3-1-1. 分野の考え方の整理の必要性	28
3-1-2. 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大への対応	29
3-2. 情報系の学科に係る設置基準の緩和	30
4. その他（社会の求めや技術の変化に応じた施策）	31
4-1. 大学設置基準の改正を踏まえた専修学校設置基準の見直し	31
4-2. ISCED（国際教育標準分類）での高度専門士のレベル6への位置付け	31
4-3. 高等専修学校における学びの多様化の推進	32
4-4. 国による広報活動、専修学校による情報公表の強化	32
4-5. 遠隔授業（オンライン教育）の質を確保するためのガイドライン	33
おわりに	35

はじめに

- 専修学校は、令和5年（2023年）時点、全国約3,000校で約60万人が学ぶ、実践的な職業教育機関である。学校教育法第124条に基づく、教育課程の編成や教員体制の構築等において自由かつ弾力的な教育が行われる学校である。昭和51年（1975年）に学校教育法に位置付けられ、来年で50周年を迎える。
- 専修学校のうち、専修学校専門課程（以下「専門学校」という）は、大学等に次いで高校を卒業した者の進学先となっている。教育内容の面では、企業や医療機関等と連携したカリキュラムが期待されるとともに、30以上の国家資格の学歴要件として用いられている。社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療・福祉、工業等をはじめとして、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出している。
- 他方、高等教育段階の教育機関の在学生全体の中で専門学校生が占める割合について見ると、いわゆるリーマンショック以降一貫して増加していたが、令和5年度（2023年度）の入学者では2年連続で減少した。専門学校の数は毎年30校前後減少しており、既に募集停止済みとなっている学校も100校程度ある。少子化の加速化等の影響の中、専門学校の定員総数の減少が生じている。各地域や産業、特に生活に身近な分野のサービス提供などへの影響も懸念されるどころ、専修学校の教育の質保証・向上を進めつつ、その振興を図る必要がある。
- 我が国の社会が大きく変化し、少子化が加速する中で、全産業での人手不足が顕在化している。そのような中であって、専門学校が教育の質保証・向上に努め、国家資格の取得を含め、エッセンシャルワーカーとしての看護師、介護士、理学療法士などの人材、工業分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）人材、建築現場で活躍する人材など、わが国社会の維持に欠かせない人的資源の育成・輩出を担っている。
- 以上のような状況を踏まえつつ、専修学校の人材育成における教育の質保証・向上と、社会維持に必要な人材の輩出を引き続き進めていくために、振興策をまとめる。

（提言の概略）

- 高等教育段階における専門学校の教育の特徴は、
 - ・実践的な職業教育を通じて、専門的な知識・技術・技能を修得し、資格取得や就職を可能とすること
 - ・地域や人手不足が生じている産業の担い手となる社会人や留学生等、多様な人材を積極的に受け入れること
 - ・学費等が、他の高等教育段階の教育機関に比して、相対的に廉価であり、意欲のある低所得層を含め多様な生徒に学びの機会を提供すること

等であり、各専門学校がその教育の充実を図っているところである。このため、「①実践的な職業教育の推進」、「②社会の変化やその要請を踏まえた社会人や留学生の受入れ拡大」、「③高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充等への対応」の3つを、専修学校の振興策として整理した。

(実践的な職業教育の推進)

- 企業や医療機関等での実習や、企業等と連携した教育を特色とする実践的な職業教育の推進については、その中心となる施策は職業実践専門課程の充実であり、認定数の拡大及び質的改善が重要である。
- 専門学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療福祉、工業等、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出してきた。また、「人生 100 年時代」やデジタル社会の進展の中、職業に結び付く実践的な知識・技術・技能の修得に向けて、リカレント・リスキリング教育を含む職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専門学校における教育と大学における教育との間の制度的な整合性を高め両者の間の円滑な移行を可能にするとともに、専門学校卒業生の学修成果の社会的な評価の向上や学修継続の機会を確保するため、必要な制度改正が求められる。
- また、専門学校における教育の質保証の推進等のため、分野の見直しを行う必要がある。

(社会の変化やその要請を踏まえた社会人や留学生の受入れ拡大)

- 専門学校全体で見ると、在学者のうち7%程度は社会人、11%程度は留学生と推計される。少子化や各産業での人手不足が進む中、専門学校による地域や産業への人材輩出の機能を確保していくためには、社会人や留学生の受入れ施策を更に検討していく必要がある。また、オンライン教育の推進は、社会人の学び直し促進や専修学校における教育の改善に有効であると考えられる。

(高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充等への対応)

- 高等教育の修学支援新制度は、法律に基づき実施する授業料等減免を定めるとともに、給付型奨学金について支給額や対象等を大幅に拡大するものとして令和2年度(2020年度)より導入された。所得の低い家庭の生徒の受入れ割合が相対的に高い専門学校としても、この制度の下、多様な層に学びの機会を提供していくことが期待される。

(情報公表の充実)

- 専修学校への進学を検討する生徒、保護者、進路指導を行う教員に、専修学校についての確かな情報を提供することは重要である。また、専修学校の卒業生の進路となる産業界の理解を深めるためにも的確な情報の公表が不可欠である。文部科学省の「#知る専」

の取組をさらに進めるとともに、上記の質の保証に係る制度改正等も踏まえ、各専修学校がホームページ等で必要な情報をわかりやすく発信することが期待される。

- 本提言は上記の振興策を柱とするものであり、その実現を通じ、専修学校関係者、行政関係者等が、専修学校をとりまく状況や施策を俯瞰し、それらを見直し、共通意識をもって、職業教育や専修学校の振興に取り組むことを期待する。

###

I. 前提（検討経緯、専修学校の現状、近年の社会・政策の変化）

1. 当会議の検討の経緯

- 当会議（専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議）は、平成24年（2012年）5月8日の第1回会議以降、職業実践専門課程の創設、学校評価ガイドラインの策定など、専修学校の質保証の観点から、概ね2年に一度提言をとりまとめてきた。
- 令和4年（2022年）9月29日の第26回から令和6年（2024年）1月24日の第31回までの間は、前半は社会人や留学生の受入れに関する振興策について、後半は職業教育体系の確立に向けての質保証の在り方等について、関係団体や専門家からのヒアリング¹を行い、本提言をとりまとめた。

2. 専修学校の現状

（役割、教育の特徴・成果）

- 専修学校は、令和5年（2023年）時点、全国約3,000校で60万人が学ぶ²、実践的な職業教育機関である。学校教育法第124条に基づき、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とし、教育課程の編成や教員体制の構築等において自由かつ弾力的な教育が行われる学校である。
- 専門学校は高等学校を卒業した者の大学等に次ぐ進学先³となっており、専門学校を修了した後、大学に編入学する者⁴もある。高等学校を卒業した者を対象とする高等教育段階の職業教育機関として社会的な役割を果たしている。
- 修業年限は2～3年が最も多く、中央値で2年、平均値で2.2年程度⁵と考えられる。教育内容については、国家資格が取得可能な分野が多く、特に医療、衛生、教育・福祉の分野で全体の約半数を占めている。近年は工業、文化・教養の分野が増加傾向にある。工業分野では情報処理、文化・教養分野では、デザイン、動物、スポーツなど概して新

¹ 詳細な経緯は、資料「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の検討経緯」を参照。

² 3,020校、607,951人。（出典：令和5年度学校基本調査）

³ 高校3年生の約16.1%、高等教育機関進学者の約21.9%が進学。（出典：令和5年度学校基本調査）資料「高等教育段階の教育機関への進学率」を参照。（※専門学校を含む。）

⁴ 学校教育法第132条において、「専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第90条第1項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。」と規定。

⁵ 資料「専修学校の修業年限別学科数等の推移」を参照。2011年頃まで修業年限が長期化する傾向にある。他方、2011年以降は横ばいまたは減少。

しい分野の学科が増加している⁶。

また、企業等と連携した実践的な教育カリキュラムの実施が大きな特徴であり、その取組を取り入れた制度が、平成 25 年（2013 年）に創設された専門学校の職業実践専門課程である。令和 5 年（2023 年）3 月時点、認定数は 1,093 校、3,165 学科となっている⁷。

○卒業生は、専門的な知識・技術・技能⁸や資格を備え、人手不足産業、地域の活性化に資する人材として活躍している。このことは地域への就職率が高いという実績に結びついている⁹。

○また、専門学校においては、所得の低い家庭の生徒を受け入れている割合が相対的に高い¹⁰。

専修学校高等課程（以下、「高等専修学校」という）については、不登校経験者や特別な支援が必要な生徒の受入れ率が高く¹¹、従前より学びのセーフティネットとしての役割を果たしている。

○令和 3 年（2021 年）8 月に公表された「第 19 回 21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）」によれば、専門学校の在校生の教育に対する満足度は相対的に高い¹²。40 人以下の授業や、担任制の実施もその要因となっていると考えられる。

⁶ 資料「分野別生徒数の割合の推移」を参照。医療分野、衛生分野、教育・社会福祉分野を合計すると約 47.3%（令和 3 年度）。

⁷ 全 2,721 校のうち 40.2%を認定。また、2 年制以上の全 7,288 学科のうち 43.4%を認定。資料「職業実践専門課程について」及び「職業実践専門課程の認定校数・認定学科数の推移」を参照。

⁸ 職業教育について、各国の国家学位資格枠組み（NQF）を分析すれば、一般的に、「知識」と「技能」が共通項として整理され他の要素は各国の国内の制度との整合性が取られているという意見があるが、本報告書では、現行の専修学校設置基準の用語に則り、「知識、技術、技能」の用語を用いている。

⁹ 資料「専門学校・大学卒業生における地元就職の状況」を参照。入手可能なデータで平均すると専門学校は約 68%、大学は約 43%が地元企業へ就職。

¹⁰ 資料「家庭の年間収入別学生数割合（大学・専門学校）」を参照。専門学校は約 29%の学生は年収 400 万円未満の家庭の出身。また、専門学校は大学（昼間部）と比較して、低所得者層の学生の割合が高い。

¹¹ 高等専修学校では、特別な支援が必要な者が約 25.9%、中学までの不登校経験者が約 21.1%在学。（令和 4 年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」）

¹² 資料「21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）結果（第 19 回・令和 3 年 8 月公表）」を参照。「学校の勉強は将来役に立つと思う」等のすべての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比して相対的に高い。

(専修学校の現状)

- 専門学校の総数は令和5年4月現在 2,693 校¹³である。学校数は毎年 30 校前後減少している。既に募集停止となっている学校も 100 校程度あり、減少傾向は、当面の間続くと考えられる¹⁴。
- 入学者の状況で見ると、いわゆるリーマンショック後の平成 21 年（2009 年）以降、専門学校の経済性や資格等に直結する教育内容が評価され、高等教育段階の教育機関の在学生全体に専門学校生が占める割合は一貫して高まっていた。他方、令和 5 年度（2023 年度）の入学者を見ると、その割合は 2 年連続で減少した¹⁵。コロナ禍による留学生の減少等の一時的な要因に加えて、いわゆる「大学全入時代」の到来により高校生の選択が大学に移っている可能性なども考えられる¹⁶。専門学校が提供できる特色ある教育の内容の充実と周知が必要である。
- 規模の面でみると、専門学校の規模は大学に比べて概して小さい。最も比較が容易な在籍者数で比較すると、専門学校は一校当たりの平均在籍者数は 152 人程度¹⁷であり、約 7 割が 200 人以下の学校である一方、大学では一校当たりの平均生徒学生数は 2,511 人である¹⁸。
- 設置者は学校法人が 72.0%である¹⁹。学校法人立以外では、財団法人・社団法人・株式会社を含むその他法人立、個人立がある。

¹³ 資料「専門学校の現状について」を参照。

¹⁴ 学校数は、令和 5 年度学校基本調査に基づく。また、生徒数総計が 0 人の学校は専門学校で約 200 校、高等専修学校で約 50 校となっている。

¹⁵ 資料「高等教育段階の教育機関への進学率」を参照。

¹⁶ 「技能の修得を伴う専門資格職養成を行う大学等の増加等により、学術よりも就労を望む層、また、従来であれば専門学校に通っていたであろう層が大学に通う傾向が強まっている」旨の分析が、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」中央教育審議会答申）（平成 28 年 5 月 30 日）においてもなされている。

¹⁷ 中央値は 137 人、平均値は 152 人。（出典：令和 5 年度学校基本調査）※都道府県別の学校数、生徒数から算出。

¹⁸ 中央値は 2,535 人、平均値は 2,889 人。（出典：令和 5 年度学校基本調査）※都道府県別の学校数、生徒数から算出。なお、一校当たり平均生徒学生数について、4 年制大学は約 3,400 人、短期大学は約 290 人。

¹⁹ 令和 5 年度学校基本調査に基づく。なお、専門学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人は、「準学校法人」と呼ばれる。私立学校法第 64 条第 4 項において、「専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。」と規定。

(専修学校の所轄庁)

- 専修学校については都道府県が所轄庁として認可等を行っている。補助も都道府県単独であり、国からの経常費補助は行われていない。

(専門学校と専門職大学との関係)

- 専門職大学・専門職短期大学は、成長分野に資する専門職業人材になるために必要な「高度な実践力を裏付ける理論」と「豊かな創造力の基盤となる関連他分野の広い知識」の両方を身に付けることのできる、新しい大学として、平成 31 年度（2019 年度）より制度化された。
- 専門職大学等は、制度上、学位や私学助成の対象であり、国際通用性を求められる大学の枠組みの中に位置付けられるものであることから実践的な職業教育を行う機関としてその特性を踏まえると同時に、大学教育としてのふさわしい教育研究水準を担保するものである。
- 人材育成に関しては、成長分野等を中心に業務の革新や新規分野を開拓する人材を育成するとされた。医学・歯学・6 年制の薬学・獣医学の分野を対象外としつつ制度上、分野は限定していないものの、現場のリーダーとして専門業務を牽引できる力や、変化に対応して新たな物やサービスをつくり出せる力の育成等を主眼とするものであって資格取得のための教育に教育課程の大半が充てられるということではなく、それに加えて、関連分野の授業科目や総合的な演習科目を展開することが求められる。
- 専門職大学等では、通常の大学では認められていない前期・後期制が認められる²⁰など、職業教育の特性に配慮した柔軟さをもつ制度設計となっている。

他方、実習等（卒業単位の概ね 3 分の 1 以上。このうち企業等で行う「臨地実務実習」20 単位以上（4 年制課程の場合））が重視され、同時に授業を行う学生は原則 40 人以下、4 割以上の実務家教員の任用、教育課程連携協議会の設置、認証評価について機関別評価に加え分野別評価が求められるなど、通常の大学に求められる基準に、追加的な基準²¹が付されている。

- 設置状況については、制度設計時には専門学校等からの転換が主となると想定されていた。専門職大学等の数は令和 5 年（2023 年）4 月時点で 23 校であり、その中には、専

²⁰ 学校教育法第 87 条の 2 第 1 項において、「専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる」と規定。

²¹ 専門職大学設置基準等を参照。

専門学校から移行した大学が多く²²、新たに参入をした大学もある。

- このように、専門職大学は、実践的な職業教育のみならず大学としてふさわしい教育研究の水準が担保されたものであり、育成する人材像としては業務革新や新規分野を開拓する人材、現場のリーダーとして専門業務をけん引できる人材等の育成を目指すものである。他方、職業教育機関としての人材輩出数及び職業分野の網羅性に鑑みれば、依然、多様な実務的な職業人材の育成を担う専門学校が実践的な職業教育機関の中核を為しており、専門学校に対する社会的ニーズはなお大きい状況がある。

3. 近年の社会の変化

- 専修学校に関係の深い近年の社会の状況としては、少子化の加速、全産業での人手不足、我が国の国際競争力の相対的な低下に伴う留学生の受入れ状況の変化などがある。

(少子化の進行)

- 少子化については、コロナ禍等を経て、当時の想定を超えて少子化が加速している。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年(2018年)11月26日中央教育審議会答申)時は令和22年(2040年)の18歳人口は88万人と推計されていたが、令和4年(2022年)の出生数は77万人程度となっている。

(全産業での人手不足の顕在化・慢性化、雇用のかたちの変化)

- 生産年齢人口が減少し一人当たり労働時間も減少²³する中、全産業での人手不足が顕在化・慢性化²⁴している。特に、中小企業や、IT産業、自動車整備士や看護師・介護士、建築施工管理技士など、各産業の現場で直接的な作業を行う者やその管理を行う者の人手不足が顕著な様相がある²⁵。
- また、「人生100年時代」の到来や、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、ジョブ型雇用の普及等によって、転職等も現実的な選択肢になる中、専門分野を持つ必要性や、専門技術をアップデートするリスキリングやリカレント教育の重要性が広く指摘されるようになっている。

(日本の国際競争力の相対的な低下に伴う留学生の受入れ状況の変化)

- 日本の国際競争力については相対的な低下が指摘される²⁶。また、ロシアによるウクラ

²² 専門学校の定員を減らした学校は16校。

²³ 厚生労働省 人口動態調査、毎月勤労統計調査

²⁴ 厚生労働省 令和元年版 労働経済の分析 一人手不足の下での「働き方」をめぐる課題について一

²⁵ 厚生労働省 職業安定業務統計

²⁶ IMDの「世界競争力年鑑2023年版」は、日本の総合力順位を35位と評価し、平成元年(1989年)の同年鑑公表以来最も低い順位となっている。また、IMFは、日本のGDPが令和5年(2023年)には

イナ侵略に伴う世界的な原油高・物価高と、それに伴う内外金利差の拡大等があり、令和5年(2023年)には約30年ぶりの円安水準²⁷に至った。今後、内外金利差の縮小も見込まれるとは言え、こうした状況は、コロナ禍で急減した海外からの留学生や労働者の動向にも影響があると考えられる。

4. 近年の政策の変化

○専修学校への振興策の動向は以下の通りである。

(職業実践専門課程に上乗せ補助を行う都道府県に対する特別交付税措置による支援)

○専門学校の所轄庁は都道府県であり、その経常費補助は都道府県単独で行われている。その前提は変わらないものの、令和4年度(2022年度)より職業実践専門課程に上乗せ補助を行う都道府県に対する特別交付税措置が開始された²⁸。より多くの専門学校生が、企業等と連携体制の下、実務に係る最新の知識・技術・技能を身に付けられるよう、今後とも職業実践専門課程の認定校数の拡大が求められる。

○高等専修学校についても、令和5年(2023年)7月26日全国知事会要望において「高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会に輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れる学びのセーフティネットとして機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税をはじめとした地方財政措置の創設など、十分な財制支援措置を講ずること」との要望がなされており、国における検討を期待する。

(高等教育の修学支援新制度、高等学校等就学支援金制度)

○令和2年度(2020年度)より高等教育の修学支援新制度が開始された。少子化対策として消費税を財源とし、所得要件などの一定の条件を満たす者に対し、大学生とともに専門学校生も給付型奨学金と授業料等減免の対象とする制度となっている。

○令和6年度(2024年度)からは、中間層の多子世帯・理工農系分野の学生等に対象を拡大することになっている。また、令和7年度(2025年度)からは多子世帯の授業料等減

ドイツに抜かれ世界第4位になった可能性を指摘している。

IMD World Competitiveness Yearbook (June 2023), IMF World Economic Outlook (October 2023)

²⁷ 令和2年(2020年)末は103円50銭だったのに対し、令和5年(2023年)11月時点で147円6銭となっている。

(出典：日本銀行 主要時系列統計データ(東京市場ドル・円スポット17時時点月末))

https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/fm08_m_1.html

²⁸ 資料「職業実践専門課程認定校への都道府県補助について」を参照。職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数は、令和3年度(2021年度)は19都道府県、令和4年度(2022年度)は25都道府県、令和5年度(2023年度)は35都道府県である。

免について所得制限を設けることなく支援する方針が示されている²⁹。

- 高等教育の修学支援新制度に基づく機関要件の確認状況は、各都道府県や文部科学省のホームページで公開されており、進学者等の関係者への情報公表につながっている。
- なお、高等専修学校も対象とする高等学校等就学支援金制度については、平成 26 年度（2014 年度）に所得制限を設けることで捻出した財源を有効活用することで、私立高校等へ通う生徒への就学支援金の加算拡充、授業料以外の教育費の支援である高校生等奨学給付金の創設等の見直しを行ったほか、令和 2 年度（2020 年度）には、私立高校等に通う年収約 590 万円未満の世帯への支援額をさらに拡充するなど、制度の改正が行われてきている³⁰。

（私立学校法の改正）

- 令和 4 年（2022 年）3 月 29 日の「学校法人制度改革の具体的方策について」（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会）を踏まえ、私立学校法の一部を改正する法律案が第 211 回国会（通常国会。令和 5 年（2023 年）1 月 23 日～6 月 21 日）に提出され、可決成立した。
- 改正法は令和 7 年 4 月に施行されるどころ、専修学校についても、社会の要請に応える実効性あるガバナンス改革を推進するため、改正法を踏まえた寄附行為の変更や役員の人選等の具体的な事務に適切に対応していくことが求められる。

5. 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成 30 年（2018 年）11 月 26 日中央教育審議会答申）との関係

- グランドデザイン答申においては、令和 22 年（2040 年）の展望と高等教育が目指すべき姿が示された。専門学校の観点で特に関係が深いと考えられるのは「学修者本位の教育」「多様性と柔軟性の教育研究体制」「教育の質の保証と情報公表」の 3 つの点である。

（学修者本位の教育の観点）

- 「学修者本位の教育」については、専門学校では、40 人以下の授業を原則³¹とし、多くの専修学校で担任制が敷かれ、専門的な知識・技術・技能や、資格の修得を目指す教育が行われている。在学者の専門学校教育に対する満足度も相対的に高い。

²⁹ こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）。

³⁰ 資料「高等学校等就学支援金交付金制度の経緯」を参照。

³¹ 専修学校設置基準第 6 条において、「専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。」と規定。

また、カリキュラム・シラバス開発の工夫等により、生徒の学びの定着を図るための工夫を行っている専門学校もある。専門学校には、実践的な職業教育機関としての固有の価値があると考えられる。そうした固有の価値は、カリキュラム・シラバス開発の工夫や、更には中期計画の策定等により、教育目標を明確化すること等で学修者やその他の関係者に可視化されるものであり、各専門学校における取組を期待したい。

(多様性と柔軟性の教育研究体制の観点)

- 「多様性と柔軟性の教育研究体制」については、専門学校は多様性や柔軟性を特徴としている。特に社会人の受入れに関しては、専修学校全体で社会人は約4万7千人であり全生徒数の約7.3%が、うち専門学校においては4万1千人であり全生徒数の約7.0%が社会人と推計される³²。リカレント・リスキリング教育の必要性が高まっていく中、社会人の受入れに関しては、労働政策との連携³³を含め、さらに進めていく必要がある。また、適切な就学状況等の確保を専門学校が行っていくことを前提としつつ、留学生の受入れを進めることが考えられる。さらには、男女共同参画の推進や障害を有する者の就労促進など、社会における多様な労働力の確保に向けても、専門学校における職業教育が果たしていくべき役割は重要であると考えられる。
- また、教育の体制や教員の資質について、その向上を図る必要がある。専門学校の教員は、現在の所属学科との関連学歴・職歴を有する者が多いが、教員として採用前に専門学校教員に必要な知識技能を養成される機会はほとんどない。教員として採用後も、一部の医療系の学校群や大規模な学校を除き、研修の機会が体系的・制度的に保障されているわけではない。カリキュラム・シラバス開発、教授・指導方法、就職支援、専門技術力の維持・向上等を含め、教員研修の体系化と、その組織的な実施を推進する必要がある³⁴。
- コロナ禍で進んだオンライン教育や、令和4年(2022年)末以降に急速に社会全体での利活用が進んだ生成系AIについて、その影響³⁵に十分留意しつつ、それらを有効活用し

³² 資料「専修学校におけるリカレント教育の現状」を参照。

³³ 業務独占資格を目的とする講座や、職業実践専門課程等については、厚生労働省の定める一定の要件を満たす場合、教育訓練給付金の対象となることがある。また、公共職業訓練制度に基づき、求職者に対する訓練を受託して専門学校が行っている例もある。

³⁴ 大学設置基準においては、令和4年(2022年)の改正によって、「組織的な研修等(第11条)」が追加された。このような大学設置基準の改正も参考としつつ、専修学校における教育の質向上のための施策を検討する必要がある。

³⁵ 「専門学校等における生成AIの教学面での取扱いについて」(令和5年7月13日事務連絡)においては、生成AIの利活用が想定される場面として、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の生徒による主体的な学びの補助・支援等や、教員による教材開発や、効果的・効率的な事務運営等を挙げており、また、利活用に当たって留意すべき観点としては、生成AIと学習活動の関係性、成績評価(生徒自身の主体的な学びに障害がでないようにすること)や、生成AIの技術的限界(生成物の内容に虚偽が含まれている可能性)、機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性、著作権(生成AIの出力をそのまま用い、意図せず剽窃に当たる

て専修学校における教育力を向上させることも考えられる。こうした取組については、文部科学省などが積極的に情報収集を行い、各学校等に情報提供を行っていくことも重要である。例えば、都市部に在住する情報系の教員が地方の学校の授業を行ったり、生徒の作成したプログラムをAIで評価したりする取組も行われている。

(教育の質の保証と情報公表の観点)

- 教育の質の保証と情報公表については、近年の進捗がある一方、さらなる充実が必要である。
- 情報公表等については、その制度が始まった頃と比べ、その取組は着実に定着してきている。また、職業実践専門課程においては、留学生や退学者の割合など、教育・経営に関わる多くの情報が公開され、また、それらの情報が比較可能な「ポートレート」も運営されている³⁶。高等教育の修学支援新制度の確認校の財務情報・経営情報については、各都道府県や文部科学省のホームページで公表されている。
- 他方、高等学校の現場から「信頼できる情報ソースが見つけにくい」等の意見もあり、各専修学校からの情報公表や、文部科学省が情報発信をしている「#知る専」での情報提供等、さらなる充実が必要である。
- 情報公表等を十分に実施していない学校については、各種認定の取り消しも含めた厳格な対応を進め、その徹底を図るとともに、高等教育段階の教育の一翼を担う専門学校における外部の識見を有する者による評価の段階的導入についても検討する必要がある。

可能性) について示されている。

³⁶ 職業実践専門課程ポートレート <https://portraits.qaphe.com/>

Ⅱ. 総論（振興策の3つの柱）

- 専修学校の振興策については、「①実践的な職業教育の推進」、「②社会の変化やその要請を踏まえた社会人や留学生の受入れ拡大」、「③高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充等への対応」の3つの観点で進めていくことが必要である。

（実践的な職業教育の推進）

- 専修学校は「広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野に渡り」、教育を行うものである³⁷。専門学校はその多くが、講義だけでなく、職業に必要な実務的な経験を実習等により授ける職業教育を行い、職業に必要な知識・技術・技能の獲得・向上に加え、様々な可能性をより一層切り開いていく自立的な職業人の育成を図ってきた。「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年（2011年）1月23日中央教育審議会答申）において、「職業実践的な教育のための新たな枠組み」の必要性が指摘され、平成25年度（2013年度）に職業実践専門課程の仕組みが創設された。職業実践専門課程は、企業等での実習等を重視し、卓越又は熟達した実務の知識・経験に基づき専門的・実地的な知識・技術・技能を学ぶ課程であり、今後とも職業教育の振興、専門学校教育の発展において重要な役割を果たすと考えられる。

（社会の変化やその要請を踏まえた社会人や留学生の受入れ拡大）

- 専門学校全体で見ると、在学者のうち7%程度は社会人、11%程度は留学生と推計される。少子化や各産業での人手不足が進む中、専門学校による地域や人手不足産業への人材輩出の機能を確保していくためには、社会人や留学生の受入れ施策を更に検討していく必要がある。また、社会人の学び直しも踏まえ、オンライン教育ガイドラインの策定が必要である。

（高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充等への対応）

- 高等教育の修学支援新制度は、法律に基づき実施する授業料等減免を定めるとともに、給付型奨学金について支給額や対象等を大幅に拡大するものとして令和2年度（2020年度）より導入された。所得の低い家庭の生徒の受入れ割合が相対的に高い専門学校としても、この新制度の下、少子化対策のための役割を一層果たしていくことが期待される。

（情報公表の充実）

- これらの3点に加え、専修学校への進学を検討する生徒、保護者、進路指導担当教員に対して、専修学校についての的確な情報を提供することは重要である。また、専修学校の

³⁷ 専修学校設置基準第1条第3項において、「専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。」と規定。

卒業生の進路となる産業界の理解を深めるためにも的確な情報の公表が不可欠である。文部科学省の「#知る専」³⁸の取組をさらに進めるとともに、各専修学校がホームページ等で必要な情報をわかりやすく公表することを期待する。

³⁸ 「#知る専」ホームページ <https://shirusen.mext.go.jp/>

Ⅲ. 各論

1. 実践的な職業教育の推進

1-1. 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善

- 企業と連携した実践的な職業教育の推進に当たって、その中心は、職業実践専門課程である。令和4年度（2022年度）からの特別交付税措置等も活用しつつ、職業実践専門課程の認定数の拡大について、学校現場と行政が協力して進めるべきである。
- また、職業実践専門課程の質的改善も検討する必要がある。例えば、教員体制について、現時点では企業と連携した研修の実施という認定要件と設置基準以外の要件はないが、専門学校を実践的な職業教育機関の中核であるとするならば、その改善を検討することは重要である³⁹。このため、まずは職業実践専門課程における実習の量的・質的状況や教員体制の状況について継続的な調査を行い、中・長期的には認定要件の見直しの検討も含め、その充実に向けた取組を進めるべきである。その際は、地域によって産業規模や企業規模が異なることを考慮し、全都道府県において同様に実行可能な制度設計を検討することも必要である。

1-2. 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた制度改正

1-2-1. 制度改正検討の必要性

- 専修学校は、学校教育法第124条において「第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされている。医療・福祉、工業、IT等、職業に直結する様々な分野や、地域社会を支えるために必要不可欠な分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。
- これらのうち、専門学校は、高等学校を卒業した者の大学等に次ぐ進学先となっており、また、専門学校を修了して大学に編入学する者もあり、実質的には、高等学校を卒業した者を対象とする高等教育段階の教育機関として位置付けられるようになっている。
- また、キャリアパスを広げるため、あるいは進路を変更するために、大学等に在学中あ

³⁹ 専門職大学の制度的な特徴として、職業教育としての実習時間（卒業単位の概ね3分の1以上。このうち企業等で行う「臨地実務実習」20単位以上（4年制課程の場合）。専門職大学設置基準第29条第1項第2号、第3号）や教員体制（必要基幹教員数の概ね4割以上は実務の経験等を有する基幹教員とされている。専門職大学設置基準第35条）等の定めがある。他方、職業実践専門課程については、企業と連携した教育課程編成委員会の設置が義務付けられているのみであり実習時間についての定めはなく、教員についても企業と連携した研修の実施以上の要件はない。

るいは卒業後に、職業に結びつく実践的な知識・技術・技能の向上や資格の修得を目的として専門学校に通う学生も多いことを念頭におく必要がある。

- 「人生 100 年時代」やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技術・技能や資格の修得に向けて、リカレント・リスキリング教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを踏まえ、専門学校における教育と大学における教育との間の制度的な整合性を高め両者の間の円滑な移行を可能にするとともに、専門学校修了者の学修成果の社会的な評価の向上や学修継続の機会を確保することが求められている。

具体的には、専門学校の「授業時数制」から「単位制」への移行、「専門士」の称号の法律への位置付け、専門学校在籍者の呼称を「学生」とすること、専門学校における外部の識見を有する者による評価の努力義務化等の措置を講ずるため、学校教育法の改正を含む制度改正が必要である。

1-2-2. 大学等との制度的整合性を高めるための措置

- 大学等との制度的整合性を高めるための措置としては、専門学校における単位制への移行と、入学者要件を大学と同等にすることが考えられる。

(単位制について)

- 現行の学校教育法 124 条⁴⁰では、専修学校は、実施する授業時数が、文部科学大臣が定める授業時数以上であることが求められている。これは、課程の修了等に当たって、一定の時数の授業を履修することを求めるものである。
- これに対し、単位制を取った場合には、大学との単位互換や、専門学校を卒業して大学に編入学した学生について大学の卒業要件となる単位を計算する際にそれまでの学修成果の換算が容易になり、大学と専門学校との間での学生の移動を円滑化することが可能になる。また、一定の授業時間数の履修だけでなく、専修学校教育の特性を踏まえた適切な方法で授業科目ごとの学修成果を評価し、単位を与えることで、学修の修了を適切に認定できる。いわば、履修主義から修得主義への転換・明確化が行われることになる。
- このため、学修成果を試験等で評価した上で生徒に単位を与え、修得単位数に基づいて修了を認める単位制への移行を専門学校で推進することが考えられる。各専門学校においては、生徒の学修内容の修得を担保する観点から、専修学校設置基準第 22 条⁴¹の規定

⁴⁰ 学校教育法第 124 条第 2 号において、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」と規定。

⁴¹ 専修学校設置基準第 22 条において、「第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を

を踏まえ、試験等による成績評価を行うことなど、修得要件を明確化することが求められる。

○専門学校の卒業までに必要な単位数については、大学等と平仄を取り、4年制で124単位以上、2年制で62単位以上等とすることが考えられる。

○なお、単位制とすることになると、都道府県にとっては、専門学校からの学則変更の届出について、法令適合性等を確認した上で受理するという事務が発生する。届出が必要な事項については準備期間を設けるなど、都道府県において過大な事務とならないような配慮が必要である。新たな制度の着実な実施のためには、都道府県と文部科学省がよく相談しながら対応を進めることが必要である。

○また、現在でも、専門学校と大学が連携し、職業に直結する専門的な知識・技術・技能や資格と、大学の学位の双方を付与できる教育を行っている事例⁴²がある。単位制の導入によりこうした取組が広がることも期待される。

(入学者要件を大学等と同等にすることについて)

○第90条第1項及び第125条では、大学並びに専門学校の入学資格について、以下のよう書き分けている。

- ・大学 「高等学校…を卒業した者…又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」
- ・専門学校 「高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより これに準ずる学力があると認められた者」

○ここでいう「これに準ずる学力があると認められた者」には、大学入学資格が認められない高等専修学校の修了者など、必ずしも高等学校卒業者と同等の学力が認められない者が含まれる。

○しかしながら、現在では3年制以上の高等専修学校の多くが文部科学大臣の指定を受けて大学入学資格が認められており⁴³、専門学校の入学資格と大学の入学資格の違いがな

履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。」と規定。

⁴² 専門学校が、放送大学と連携して「ダブルスクール型」や「編入学型」という形式で、専門学校の学修と放送大学の学位の両方を修めることができる教育が行われている。

<https://www.ouj.ac.jp/about/tanigokan-renkei/cooperation/>

⁴³ 修業年限が3年以上の高等専修学校（閉校予定又は募集停止等により生徒が在籍しない学校を除く。）は182校あり、そのうち168校は大学入学資格が得られる高等課程を有する学校、11校は技能連携制度や通信制課程を有する高等学校との併修等により高等学校卒業資格を得られる学校であることから、現時点で、98.4%の3年制の高等専修学校は、大学入学資格を得ることが可能な教育課程を

くなっている実態がある。また、高等専修学校として大学入学資格付与校となっていないなくとも、技能連携制度⁴⁴の活用や通信制高校との連携により、卒業時には、高等学校と高等専修学校の両方を修了したことになるカリキュラムを組んでいる学校もある。

○以上を踏まえ、専門学校について、高等学校等を卒業した者が進学する高等教育段階の職業教育機関としての位置付けを明確にするため、法律の規定を大学入学資格に合わせて「同等以上の学力」とすることが考えられる。

○専門学校の入学資格を引き上げることは、専門学校の教育の質の向上のために必要であり、在籍する生徒たちにとっても、知識・技術・技能や資質の向上の観点や、その学修について社会的評価を適切に得られる観点からも望ましいことと考えられる。

○上述の高等専修学校の実態に鑑みれば、従来であれば専門学校の入学資格を得られていたが、今回の制度改正に伴いそれが得られなくなる者は、実態としてはかなり限定的であると考えられる。しかし、制度の変更によって予期せぬ不利益を被る者がいないよう、十分な配慮が必要である。必要な準備期間を検討するとともに、大学入学資格付与校になっておらず、技能連携制度の活用等も行っていない学校についても、所轄庁である都道府県と連携し、必要な対応が可能となるよう支援を行っていくことが必要である。

(学生の呼称について)

○学校教育法に規定される「学生」の呼称は、基本的に高等学校卒業以降の高等教育段階の教育機関（高等学校卒業と同等以上の学力を有する者を入学資格とする教育機関）の在籍者について使用されているものであり、これまで専修学校の在籍者については課程にかかわらず「生徒」と呼称されていた。

○専門学校の入学資格を大学と同様とし、高等学校等卒業以降の高等教育段階の教育機関としての位置付けを明確とするのであれば、学校教育法の中の用法と整合させるために、専門学校の在籍者を「学生」と呼称するのが適当である。

1-2-3. 専門学校修了者の学修継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置

○専門学校修了者の学修継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置としては、専攻

編成している。また、3校のうち2校は通信制の理美容の指定養成施設である（令和5年度学校基本調査及び文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧（令和5年10月31日現在）に基づく）。

⁴⁴ 学校教育法第55条第1項において、「高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。」と規定。

科の制度化と、称号を学校教育法上位置付けることが考えられる。

(専攻科について)

○専門学校においては、職業教育の高度化等を踏まえ、特定分野に特化した専門的、実践的な教育を受け、高度な資格や職位を取得することや、実務家教員の指導の下、先端的な研究に取り組むことを希望する者もある。例えば、上級の資格を取得するため、一度専門学校(専門課程)を卒業した者が専門学校(専門課程)に入り直すケースである⁴⁵。しかしながら、このようなケースについて、教育課程としての一貫性・体系性は明らかであるにもかかわらず、卒業生については、専門課程を2回卒業した扱いにしかない。また、通算の修業は4年を超えているにも関わらず高度専門士の称号は付与されず、大学院入学資格等も制度上は保障されない⁴⁶。

○については、一定の要件を満たした専門学校⁴⁷には、専攻科を置くことができることとし、既に専門課程で一定の学修を積んだ者に対して、特定分野に特化したより専門的、実践的な教育や研究指導を行うことができることとすることが考えられる。

その際、短期大学・高等専門学校の専攻科には大学改革支援・学位授与機構の認定を条件として学位の授与や高等教育の修学支援新制度の対象とすることが認められていることや、4年制の専門課程については文部科学大臣の認定により高度専門士の称号や大学院入学資格の認定課程となり得ることとのバランスを考え、高度専門士の称号等の効果を付与する専攻科については一定の要件を満たすものとして文部科学大臣が認定したものに限る仕組みとすることが考えられる。

一定の要件としては、具体的には、教育課程の一貫性を客観的に確保、通常の専門課程と同等の教員配置・面積要件、独立した専門の評価機関による評価を受けること等を満たしたものを文部科学大臣が認定することが想定される。

(称号について)

○専門学校を修了した者に対しては、現在、文部科学大臣告示に基づき、「専門士」(平成7年(1995年)～)「高度専門士」(平成17年(2005年)～)の称号が付与されて

⁴⁵ 例えば、3年制の専門課程を卒業し試験に合格して看護師の資格を取得した者が、助産師や保健師の資格を得る1年制の専門課程に通うことがある。また、あん摩マッサージ・はり(鍼)・灸の指定養成施設において教員となるためには、3年制の専門課程を卒業し国家資格を取得した上で、別途2年制の専門課程に通うことが求められる。

⁴⁶ 大学の個別の判断により大学院への入学を認めることは可能である(学校教育法施行規則第155条第1項第8号)。

⁴⁷ 修業年限2年以上などの条件を満たす専門学校には大学編入学資格が学校教育法第132条に基づき認められており、学校教育法体系の中で、高等教育機関としての学力があるものと整理されていることから、こうした専門学校を対象とすることが考えられる。

いる⁴⁸。特に、専門士については、令和5年（2023年）1月時点で6,681学科が認定されている。これは、2年制専門課程の約92%に相当する⁴⁹。

○専門学校については、今回の一連の制度改正を行うのであれば、高等学校卒業と同等以上の学力を有する者を入学資格とする、高等教育段階の職業教育機関としての位置付けが明確になる。については、これらの専門学校を修了した者に対する評価の国内の社会における通用性、国際通用性を高め、外国人留学生の帰国後の就職や卒業生が外国の大学への留学の際に学歴が適切に評価されることを促進するため、一定の要件を満たした専門学校を卒業した者について、「専門士」の称号を得られるよう、学校教育法上に位置付けることが考えられる。なお、修業年限が1年の専門課程についての称号の在り方については、今後の検討課題とする。

○質の保証の観点から、現行制度における専門士等の称号の付与に係る要件は変更しないことが適当である。このため、直ちに全ての専門学校の卒業生に称号が付与されることにはならない。

他方、修業年限が2年以上の専門課程の学科の約9割が修了生に対して専門士の称号を付与することができる学科となっており、2年以上の専門課程全体において教育の質の底上げを図る⁵⁰観点からは、今後、専門士の称号を付与することができる学科に関する

⁴⁸ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文科省告示第84号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1331666.htm

「専門士」の称号が付与されるにあたり、専門学校は、「修業年限が2年以上」、「総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上」、「試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること」の要件を満たす必要がある。また、「高度専門士」の称号が付与されるにあたり、専門学校は、「修業年限が4年以上」、「総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上」、「体系的に教育課程が編成されていること」、「試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること」の要件を満たす必要がある。

⁴⁹ 資料「専門学校の現状について」を参照。

⁵⁰ 専門学校の質の保証に係る施策の推進に当たり、一般的には、専門士・高度専門士の称号や大学院入学資格（文部科学大臣の認定校に限定）、職業実践専門課程（文部科学大臣の認定校に限定）など、認可された全ての専修学校を対象とするのではなく、一定の要件を満たすもののみを認定対象とし、教育の質の向上を図る施策が取られてきた。ただ、その結果として、文部科学省が専修学校向けに行う認定等は、令和5年12月時点で7つあり（専門士・高度専門士、大学入学資格、大学院入学資格、勤労学生控除、職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム、外国人留学生キャリア形成促進プログラム）、高等教育の修学支援新制度における機関要件の確認と理工農系支援の対象となる学科の特定も含めれば9つに及んでいる。また、専修学校の中には、専修学校制度発足の前から元々各省庁の指定養成施設であったものも多く、IT系のベンダー資格の認定なども含めると、実に多くの認可・認定等の仕組みの中で専修学校の教育活動は行われている。こうした認定制度は専門学校の教育の質の保証に繋がっている一方、高校学校等から見たときには専門学校の中でも細分化がなされており制度として分かりにくいという指摘もある。また、先に述べたとおり、専門学校の規模は大学等に比べてかなり小さい。こうした状況を踏まえれば、制度の可視性を確保するとともに、専修学校や関係者の事務負担を軽減し、より教育や重要な事務に専念しやすい環境を整えていく観点から、認定制度を整理していくことも今後検討していくべきである。

要件を専修学校設置基準に盛り込み、専門課程を置く専修学校に対応を求めることで、修業年限が2年以上の専門課程の全ての修了者に対して称号が付与される制度とすることを検討していくことが考えられる。

- また、4年制の専門課程であるにもかかわらず、高度専門士の称号を付与できる課程としての認定や、大学院入学資格を得られる課程としての認定をとっていない課程がある⁵¹。こうした認定を取っていない4年制の専門課程については、必要な条件を満たし、認定を得るよう学校側の取組、行政からの働きかけを期待する。

1-2-4. 教育の質の保証を図るための措置

- 教育の質の保証を図るための措置としては、自己点検評価項目の見直しと外部の識見を有する者による評価の段階的導入が考えられる。

(自己点検評価項目の見直し)

- 専修学校の学校評価については、専門課程、一般課程及び高等課程を通じて、初等中等教育段階の学校評価の規定である学校教育法第42条⁵²の規定が準用されている。
- 初等中等教育段階の学校評価は、学習指導、生徒指導等の教育活動を中心に評価を行うこととなっているが、大学等の自己点検評価・認証評価においては、教育及び研究だけでなく、組織及び運営並びに施設及び設備について広く評価を行うこととなっており、さらに、評価結果を公表することとなっている。
- このため、専門学校についても、高等教育段階の教育機関として相応しい教育の質を確保できるよう、自己点検評価に関し、「当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設整備の状況」に関して行うことと規定するとともに、その結果の公表を義務付けることが考えられる。
- なお、平成19年(2007年)に学校教育法の改正により自己評価の実施等に係る規定が新たに設けられ、その後の状況も踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年(2013年)3月)が策定された。この現行ガイドラインにおいては、「教育理念・目標」「学校運営」「教育活動」「学修成果」「学生支援」「教育環境」「学生の受入れ募集」「財務」「法令等の遵守」「社会貢献・地域貢献」「国際交流」の11の評価項目が挙げられている。ガイドラインにおいては、「教育環境」や「学校運営」など、「組織

⁵¹ 修業年限が4年以上の572学科のうち、高度専門士の称号が付与される課程は478(83.6%)、大学院入学資格が付与される課程は504(88.1%)である(令和5年3月現在)。

⁵² 学校教育法第42条において、「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」と規定。

及び運営並びに施設及び設備」に対応する項目は既に含まれているところであるが、評価の充実や、外部の識見を有する者による評価なども見据え、見直しを行う必要がある。各学校においてはガイドラインに沿った自己点検評価を実施することが求められる⁵³。その際、専修学校の教育成果となり得る指標（例えば就職率など）について、KPIとしてより機能するよう、定義を明確化していくことも重要である。

（外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて）

- 大学等は、文部科学大臣が一定の基準を満たすものとして認証した評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価を定期的な受けることが義務付けられている。
- 職業実践専門課程においては、平成25年（2013年）の導入の際の要件として、企業等と連携して学校関係者評価と情報公開の実施を義務付けてきた。この取組については、10年程度を経過し、職業実践専門課程の質保証の仕組みとして定着している。
- このような質保証の取組の進展や、教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえて改善につなげることは重要であることから、全ての専門学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましい。
- これに対し、約7割が学生数200人以下の小規模な学校である専門学校は、事務処理能力や財源に限界があり、また、そうしたことと相まって学外関係者等による評価の意義の浸透が充分でない面があると考えられることなどの理由から、このような専門の評価機関による厳格な評価を一律に義務化することについては、実態に照らすと、直ちに実現できるものではない。
- このため、大学と同様の厳格な認証評価は義務付けないものの、専門学校に対し、外部の識見を有する者による評価を努力義務として求めることが考えられる。

（評価機関や評価項目などについて）

- 現時点において、外部の識見を有する者として想定される、独立した専門の評価機関は、文部科学省の委託研究等の実績がある、(NPO法人)職業教育評価機構や、(一社)専門職高等教育質保証機構に加え、分野別に取り組んでいる、(一社)柔道整復教育評価機構や(一社)リハビリテーション教育評価機構がある⁵⁴。
- 今後、こうした評価機関が、評価を行う際に備えるべき独立性や、評価項目や評価基準

⁵³ 約50%の専門学校が「専修学校における学校評価ガイドライン」に沿った自己点検自己評価を実施（公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和4年度専修学校各種学校調査統計資料）

⁵⁴ 上記団体が直近5年度間（平成30年度～令和4年度間）において評価を行った学校数は179校であり、令和4年度の全専門学校数2,721校に占める割合は6.6%である。

について、参考となる情報を文部科学省が示すことが考えられる。その際、各専門学校
の自己点検評価の質を確保することを前提とした上で、その結果を踏まえた専門の評価
機関による評価を行う⁵⁵ことで、効果的・効率的な評価の実施に繋げていくことも検討
することが考えられる。

その際、例えば、評価内容について、評価を受ける学校の事務的な負担軽減等の観点か
ら、評価内容については、学校評価ガイドラインに沿って行われている自己点検評価の
各項目をベースとすること⁵⁶や、評価基準については、専修学校設置基準・職業実践専
門課程の認定基準⁵⁷などの法令適合性を中心としつつ一部の項目に限ってより詳細な評
価を行うこととすることも考えられる。

(一部の専門学校に対する、独立した専門の評価機関による評価の段階的な義務化につ
いて)

- 一部の専門学校には、独立した専門の評価機関による評価を受けることを必ず求めるこ
とも考えられる。例えば、今後新たに設置を可能とする専攻科のうち一定の条件を満た
すものや令和5年度(2023年度)に導入した外国人留学生キャリア形成促進プログラム
など、法令等による効果が付与される専門学校についても、独立した専門の評価機関に
よる評価を要件化し、事実上その実施を求めることが考えられる。

また、職業実践専門課程については、独立した専門の評価機関による評価の段階的な導
入を検討すべきである。そのための手法としては、例えば、職業実践専門課程の認定要
件の一つに毎年度の学校関係者評価の実施が求められているところ、独立した専門の評
価機関による評価を受けた学校に置かれる職業実践専門課程については、その学校関係
者評価の実施を、独立した専門の評価期間から受けた評価の有効期間は免除することが
考えられる。また、そのような取組を通じて、職業実践専門課程を置く学校に対する独
立した専門の評価機関による評価の実施を推進しつつ、中期的には、職業実践専門課程

⁵⁵ 大学の場合、内部質保証として「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行
い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。教育の内部質保証
とは、大学等の教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を自ら継続的に保証することをいう。そ
れぞれの教育課程の編成・実施に責任をもつ組織が、当該課程における教育研究への取組状況や、学
生が身に付けるべき能力や課程における学習成果等を分析・評価して改善に活かすとともに、大学等
が各教育課程におけるこうした取組を把握し、総体として改革・改善の仕組みが機能していること、
及びそれによって、教育研究の質が確保されていることを保証する責任を有する」ことと整理されて
いる(参照：大学改革支援・学位授与機構 HP <https://niadqe.jp/glossary/5358/>)。専門学校の場
合は、自己点検評価の義務付けが今後の検討課題であり、大学等における内部質保証の議論と評価の進
捗の段階が異なる面もあることから、本文では内部質保証とまでは言及していない。

⁵⁶ 大学の認証評価については認証評価機関の定める項目等に沿った評価が行われている。

⁵⁷ 職業実践専門課程の認定を受けるにあたり、専門学校は「専門士又は高度専門士の認定課程」、「企
業等と連携し教育課程を編成」、「企業等と連携し演習・実習等を実施」、「企業等と連携し教員に対す
る実務研修を実施」、「企業等と連携し学校関係者評価と情報公開を実施」の要件を満たす必要があ
る。

の認定要件として、独立した専門機関による評価の実施を求めることを検討することが考えられる。

- 専門学校に対する独立した専門の評価機関による評価については、現状、機関別評価と、各省庁の枠組みなどの中で行われている分野別の評価⁵⁸がある。

各省庁の枠組みの中で行われている分野別評価等も教育の質の向上の観点からは有用であるため、努力義務の枠組みの中で、各省庁と連携し各学校の教育の質の向上につながる評価がなされていくよう、取組を進めていく必要がある。

(学校関係者評価との関係)

- 学校関係者評価は、独立した専門の評価機関による評価ではなく、自己点検評価の結果を踏まえ、企業関係者・保護者・学生等による評価を行うことであるため、ここで言う「外部の識見を有する者による評価」とは性質の異なるものである。
- 他方、直ちに独立した専門の評価機関による評価を実施することができない小規模な学校等において学校関係者評価を行うことは、専修学校の教育に学校内だけではない多様な関係者の視点を入れ、教育の質の向上を図るという点で意義のあることであり、まだ学校関係者評価に取り組んでいない学校に対しては、学校関係者評価の実施を促進していくことが考えられる⁵⁹。

2. 社会人・留学生の受入れ拡大

- 少子高齢化が加速する中での人手不足への対応の観点からは、専修学校において、18歳人口に限らず、社会人や留学生の受入れを促進することは重要な課題である。

2-1. 社会人受入れの状況・施策

- 専修学校における社会人の受入れ人数（正規課程に限る。）は約4.7万人である。うち高等専修学校で約6千人、専門学校で約4.1万人である。専修学校在籍者の7.3%が社会人であると推計される。

公共職業訓練制度によるもの（短期の職業訓練など）や、科目等履修生などについては、

⁵⁸ 厚生労働省において、理学療法士及び作業療法士の養成施設に対して、第3者による評価を受けることとその結果の公表が努力義務化されている（理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン）。

⁵⁹ 学校関係者評価については、職業実践専門課程の認定要件とされている。また、専門学校全体で見した場合、その実施率は約78%（令和3年現在）であり、平成24年に約25%であったことと比べ、この約10年の間に普及してきている。

約 18 万人が在籍している⁶⁰。

○専修学校は以下のような学び直しニーズに対応している。

(リカレント・リスキリング)

○大学等を出て一度は就職したものの何らかの理由で離職し、手に職（国家資格など）を得るため専門学校に通う、というケースである。

○このような学びのニーズを支援する施策として、厚生労働省の教育訓練給付制度がある。業務独占資格などの取得を目標とする講座や職業実践専門課程などの受給者に対し、最大で受講費用の 70%（年間上限 56 万円、最長 4 年間）などが支給される⁶¹。

○また、職業教育の高度化等を踏まえ、特定分野に特化した専門的、実践的な教育を受け、高度な職位を取得することや、実務家教員の指導の下、先端的な研究に取り組むことを希望するものもある。国家資格を取得した者が上級の資格を取得するために学び直し等を行うケースもある。

○さらに、大学在籍中に専門的な知識・技術・技能を身に付けるために、専門学校に通うケース（いわゆるダブルスクール）、大学等を卒業した後、専門的な知識・技術・技能を高度化するために専門学校に通うケースも多く、今後もその需要は高まると考えられる。

○加えて、企業等委託の入学生を受け入れている学校もある。例えば、企業が職員を 1 年制の課程等に在学させ、測量士、土木施工管理技士などの知識・技能や、資格を取得させるケースである。

2-1-1. 履修証明プログラム

○履修証明プログラム制度は、大学等における社会人の受入れを促進する制度として、平成 19 年（2007 年）に制度化された。その後、大学については、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降に開始される履修証明プログラムについては総時間数の要件が 60 時間以上（4 単位相当）に緩和され、令和元年（2020 年）8 月 13 日以降に開始される履修証明プログラムについては、履修証明プログラム全体に対する単位授与が可能とされた。

○専門学校についても、上記の流れを踏まえ、当会議での議論を経て令和 4 年（2022 年）

⁶⁰ 資料「専修学校におけるリカレント教育の現状」を参照。

⁶¹ 資料「教育訓練給付金」を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

6月に同様の制度が創設された。履修証明プログラムは各専門学校での学びの入り口となり得るものである。例えば、国家資格を取得する課程への入学を検討している社会人にとって、正規課程へ入学するか否かの判断を行うため、まずは履修証明プログラムに参加することも考えられる。この場合、最終的には学校の判断になるものの、履修証明プログラムにおける学修の成果を正規課程の修了条件の一部として勘案することも可能である。

また、履修証明プログラムに併せキャリア形成促進プログラム⁶²の認定を受けた場合、教育訓練給付金に係る厚生労働省の認定対象にもなりうる。

2-1-2. 専攻科の制度化の検討について

- 1-2-3. 専門学校修了者の学修継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置で記述した専攻科については、社会人の入学受入れにも資するものであり、制度改正により、学びのニーズに対応することが期待される。

2-2. 留学生の受入れ・施策

- 専修学校における留学生の受入れ人数は、留学生 30 万人計画が初めて達成された平成 31 年（2019 年）において、約 7 万人である。留学生全体の受入れ総数の約 25%、高等教育段階における留学生の受入れ総数の約 34%を占める。専門学校在籍者の約 11.6%が留学生と推計される⁶³。
- 国別留学生としては、留学生 30 万人計画が定められた平成 19 年（2007 年）においては、漢字圏の中国・韓国からの留学生が専門学校の留学生の 3/4 を占めていた。他方、平成 31 年（2019 年）では、中国は一定数を保っているものの韓国は大きく減少し、ベトナム、ネパールなど、アジアでも所得レベルが相対的に低く、（日本語習得に時間がかかる）非漢字圏からの留学生が急増している。また、この結果、学費等の支払いが相対的に負担となる留学生が来日することも想定される。
- 留学生については、専門学校生には「留学」の在留資格が認められている⁶⁴。大学では科目等履修生や聴講生の身分での「留学」も認められるが、専門学校では正規課程の生徒以外の「留学」は認められない。

⁶² 資料「キャリア形成促進プログラム認定制度について」を参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/

⁶³ 資料「専門学校における留学生の概略」を参照。

⁶⁴ 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）を参照。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/student.html>

- また、介護福祉分野では、介護福祉士・社会福祉士養成のため、留学生も含めた修学資金の貸付制度があり、また、留学生を受け入れる予定の介護事業所が留学生に奨学金を供与する場合に、その費用を国が補填する外国人介護人材受入環境整備事業もある⁶⁵。その他の分野（例えば自動車整備など）でも、学校が企業の協力を得て留学生に奨学金を供与している事例があり、優秀だが経済的に困難を抱える留学生の支援のため、こうした動きが広がることも重要である。

2-2-1. 外国人留学生キャリア形成促進プログラム

- 専門学校の留学生については、卒業後に就労する在留資格の切替えについて、大学等よりも厳格な運用が行われてきた。専門学校の留学生の約7割が卒業後に日本での就労を希望しているにもかかわらず実際に就労したのは約4割という状況であり、大学における留学生よりもギャップが大きいということもあった⁶⁶。
- 経済界⁶⁷からも見直しの要請が出され、教育未来創造会議⁶⁸、規制改革推進会議⁶⁹でも方向性が示された。
- 専門学校の中には、実践的な職業教育はもとより、日本社会や商習慣等に理解を深める機会を十分に設けており、経営面や留学生管理の面で問題のないものもある。留学生の卒業後の活躍の機会の拡大等のため、こうした専門学校については、在留資格の切替えを大学等と同等とすることが考えられる。
- 以上を踏まえ、当会議における議論を経て、職業実践専門課程であること等の条件を満たす専門学校の課程を文部科学大臣が認定する「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」⁷⁰について、令和5年（2023年）6月に制度化された。

⁶⁵ 厚生労働省 令和3年度外国人介護人材受入環境整備事業

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000836214.pdf>

宮城県の事例

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/r5kaigo-ryugaku.html>

⁶⁶ 資料「専門学校における留学生の概略」を参照。

⁶⁷ 資料「Innovating Migration Policies -2030年に向けた外国人政策の在り方-（抜粋）」（令和4年（2022年）2月15日一般社団法人日本経済団体連合会）、資料「多様な人材の活躍に関する重点要望（抜粋）」（令和4年（2022年）10月21日日本商工会議所、令和4年（2022年）11月16日第6回教育未来創造会議ワーキンググループ資料同旨）、資料「政策提言「コロナ問題の在留外国人への影響と必要な対応」」（令和2年（2020年）5月22日新経済連盟、令和4年（2022年）11月16日第6回教育未来創造会議ワーキンググループ資料同旨）を参照。

⁶⁸ 教育未来創造会議 第二次提言（令和5年4月27日）

⁶⁹ 規制改革推進会議 規制改革推進に関する答申（令和5年6月1日）

⁷⁰ 資料「外国人キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）」及び資料「外国人留学生キャリア形成促進プログラムの厳格な運用について」を参照。

今後、この認定制度に基づく在留資格の切替えが円滑に行われ、専門学校留学生が、専門学校での学修成果を生かし、日本社会で活躍することを期待する。

- なお、留学生を受け入れる学校は、留学生を適切に就学させ、また、法令や在留条件の違反が生じないように、その責任を担う⁷¹。このため、本プログラムの実施に当たっては、実績のない学校を対象としないなど厳格な運用を行い、専門学校における留学生管理・関連施策に対する社会からの信頼に添えていく必要がある。
- 他方、専門学校において職業教育と語学教育を所定のカリキュラム内で平行して行うことは、職業教育の進捗や留学生自身の負担を考へても現実的ではなく、専門学校入学前に留学生が修得した日本語能力のレベルが、そのまま専門学校入学後の学修成果に大きく影響を与えることも少なくない。そのため、留学生が専門学校入学前に経由する日本語学校等の日本語教育機関にも日本語教育の質保証や質向上に向けた協力を求めていくことが必要である⁷²。

3. 高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

3-1. 専修学校制度の「分野」について

3-1-1. 分野の考え方の整理の必要性

- 関係法令等における「分野」の位置付けに関し、専修学校設置基準上、専修学校の各「課程」（高等課程、専門課程、一般課程）には、基本組織（＝「分野」）を置くこととされる。分野は8つあり、同基準の別表に規定されている。
- 分野の変更は目的の変更であり認可事項とされる。また、分野の区分をまたがるものであっても、密接な関連をもつ学科を置く場合、これらを合わせて一つの教育上の基本組織とすることが、運用上、限定的に認められてきている（専修学校制度施行時の昭和51年（1976年）1月23日文管振第85号事務次官通達）⁷³。

⁷¹ 留学生には「資格外活動」として週28時間までの労働が許容（出入国管理及び難民認定法第19条第2項を参照）されている。ただし、留学生の本分は勉学に励むことであり、これが適正な範囲に収まるよう、留学生本人はもちろん学校関係者も留意すべきである。また、犯収法で禁止されている銀行口座等の売買に、留学生が一定数関わっている現状もあるとされる。こうした犯罪行為を行わないよう留学生を指導することも学校関係者に求められる。「外国人留学生等に対する預貯金通帳等の管理に係る注意喚起について（依頼）」（令和5年5月26日付警察庁丁サ企発第47号通知）。

⁷² 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日教育未来創造会議）においては、「2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備」の中で「在留資格における非漢字圏出身者も含めた日本語教育機関の在学期間の取扱いの在り方の検討を進める」旨も示されている。

⁷³ https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/04062904.htm

- 以上を踏まえ、各都道府県において、分野を踏まえた設置認可等の行政実務が行われている。なお、文部科学省では、設置基準に加え、学校基本調査の中で各「分野」に係る学科コード表を提示しているところ、各都道府県による分野の判断の際の参考にされていると考えられる。
- このような分野の在り方については、以下に述べる修学支援新制度の中間層への対応の観点や、国際教育標準分類（ISCED）に係る分野の整理⁷⁴との整合性の観点等から、見直しの必要が生じていると考えられる。

3-1-2. 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大への対応

- 高等教育の修学支援新制度について、令和6年度（2024年度）から中間層への支援拡大が実施される（多子世帯支援、理工農系支援（専門学校では「工業関係」「農業関係」の分野））。
- これに関連し、工業関係等の分野に係る認可の状況について文部科学省が調査を行ったところ、概ねは学科名や教育内容と認可の分野が一致した。他方、一部ではあるが、社会通念上は他分野に属するものの、個別の事情により、工業関係等の分野で一体的に認可を受けていると考えられる例も見られた。

【参考】社会通念上は他分野に属するが、個別の事情により、工業関係等の分野で一体的に認可を受けていると考えられる例

- ・工業関係の専門課程に、IT系の学科等のほかに、「声優学科」「ミュージシャン学科」「ダンス学科」「芸能学科」などを置く例
- ・工業関係の専門課程に、IT系の学科等のほかに、「法律情報科」「経営情報科」「ビジネス基礎科」「医療事務科」などを置く例

- 高等教育の修学支援新制度の支援対象の拡大については、デジタルやグリーンなどの成長分野の振興の観点や、理工農系は国公立より私立の授業料等の負担が重い実態を考慮して実施するものである。このため、一般的には他分野の専門課程に置くべきと考えられる学科は、たとえ工業関係等の分野の専門課程に一体的に置かれているとしても、今般の制度拡充の趣旨に照らして、支援の対象とすることが適当か、精査する必要があると考えられる。

（拡充対象となる理工農系分野の明確化）

- 分野については、高等教育の修学支援新制度の支援対象の拡大の検討の中でその考え方

⁷⁴ ISCED-F 2013 では、教育・訓練に係る大分野とそれに属する小分野と詳細分野の3階層で整理されている。

の整理の必要性が出てきているが、本来、各学科が属すべき分野で設置認可を受けるべきとの考え方もありうる。

- 他方、都道府県の認可の一部が複数分野にかかるかたちで行われている背景には、前述の通達、ひいては、専修学校制度に内在する自由度の確保の要請があると考えられる。また、認可は都道府県の事務であり、都道府県に裁量があるということにも当然留意する必要がある。
- このため、各学科の教育実態と認可を受けている分野とを一致させることについては、都道府県と文部科学省が連携し、対応していくことが必要である。その際、文部科学省では、分野と認可に関する考え方の再整理や、学校基本調査の分類の見直しも含めた、必要な情報の整備を進めることも考えられる⁷⁵。
- また、高等教育の修学支援新制度の運用として、特別の事情により、本来属すべき分野とは別の分野で認可を受けていると考えられる学科に在籍する者は支援拡大の対象外とすることも考えられる。その際は、判断基準等を明確化すべきであり、具体的には、学校基本調査における分類や、同様の教育内容を行っている学科の分野に関する認可の全国的な状況等を判断基準とすること等が考えられる。

3-2. 情報系の学科に係る設置基準の緩和

- デジタル分野の人材不足が指摘されている⁷⁶。データによると、IT分野に対しては、大学・大学院から約4万人（／年）、専門学校から約1万人（／年）の人材が輩出されているとされる一方、令和7年（2025年）には36万人、令和12年（2030年）には45万人のIT人材の不足が生じるとされ、上記のIT人材の輩出に関わらず、産業全体で毎年約1万人のギャップが生じるとされる。ギャップを補うためには、単純計算で、専門学校で育成するIT人材の毎年2,000人以上増が必要である。
- またIT産業の従業員の51.1%が東京都に集中しており、他産業と比べ東京都偏在が顕著である（全産業では東京15.6%）⁷⁷。
- 以上のような状況を改善するため、地方の小規模な専門学校でも新分野の創設を容易とすることが必要である。具体的には、デジタル人材の育成を行う場合に限り、一定の条件（他分野と工業分野の一定の関連性を求める）を満たした場合、複数分野をひとまと

⁷⁵ 東京都専修学校各種学校協会においては、試案として、分野分類の案が作成され公表されている。

⁷⁶ みずほ情報総研株式会社 IT人材需給に関する調査 調査報告書
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/houkokusyo.pdf

⁷⁷ 平成26年経済センサス 基礎調査 事業所に関する集計

まりとして必要教員数及び校舎面積を加重平均で算定できるように改めることが考えられるところ、当会議での議論を経て、令和4年(2022年)6月に制度化が行われた⁷⁸。

- なお、理系分野全体での転換希望の学科は令和4年(2022年)8月の調査では80件ほどあり、この転換を着実に推進していくことも重要である。

4. その他(社会の求めや技術の変化に応じた施策)

4-1. 大学設置基準の改正を踏まえた専修学校設置基準の見直し

- 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年(2022年)3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)を踏まえ、大学設置基準が改正され、基幹教員の導入、単位数の算定方法(実験や実習等に係る1単位当たりの授業時間数を30時間から45時間とされていたものを15時間から45時間に変更)などが行われた。
- これを受け、専修学校にも基幹教員の導入等を行う専修学校設置基準の改正⁷⁹が、当会議の議論を経て、令和5年(2023年)2月に行われた。なお、その際、実習等については実践的な職業教育機関にとって中核を為すものであることから、大学で行われたような下限の緩和は行わず従来のままとすることとした。

4-2. ISCED(国際教育標準分類)での高度専門士のレベル6への位置付け

- 高度専門士の位置付けについては、国内では、平成17年(2005年)以降、高度専門士の認定課程と同様の条件を満たし文部科学大臣の指定を受ければ大学院入学資格が認められる制度となっている。しかし、ISCEDにおいては、短期大学や2年制の専門学校と同じレベル5に位置付けられてきた。
- 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)の発効後6年が経過し、令和5年(2023年)には世界規約も発効した⁸⁰。こうしたことを踏まえ、高等教育の国際通用性を高めるなどの観点から、教育未来創造会議⁸¹で取上げられ、当会議でも議論がなされた。これらを踏まえた文部科学省からの情報提供を経て、OECDが令和5年

⁷⁸ 資料「専門学校におけるデジタル人材の育成の促進について」を参照。

⁷⁹ 資料「大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方について」を参照。

⁸⁰ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm

https://www.mext.go.jp/content/20220921-mxt_koktou01-100014805-1.pdf

⁸¹ 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)」(令和5年4月27日教育未来創造会議)においては、「3. 教育の国際化の推進」の中で「国際標準教育分類における高度専門士の位置付けの見直しと国家学位資格枠組みの検討を加速化する」旨も示されている。

(2023年)6月に公開した”Education GPS”⁸²内の”Diagrams of education system”では、高度専門士がレベル6に位置付けられている。

- また、教育未来創造会議第二次提言(令和5年(2023年)9月5日)においては、国家学位資格枠組みの検討を加速化⁸³について記されているところ、取組の推進が望まれる。こうした取組は、上述の分野の見直しと相まって、専門学校等における職業教育の学修成果の国際通用性の向上等につながることを期待されるものである。
- また、こうした取組の発信を通じ、海外から見て、専門学校を含めた我が国の教育制度や質保証等の状況が可視化されていくことも重要と考えられる。

4-3. 高等専修学校における学びの多様化の推進

- 高等専修学校については、後期中等教育段階において、高等学校に次ぐ進学先となっている。准看護や理美容、調理などの国家資格につながる職業教育を行う高等専修学校や、不登校経験者や特別の支援が必要な生徒等、特別の配慮が必要な生徒を受け入れ、学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等専修学校等があり、多様な生徒の受入れに役割を果たしている一方、その認知度は高くない⁸³。
- こうした状況や、上述の全国知事会要望も踏まえつつ、高等専修学校の教育の質の向上につながる支援策等について、検討を深めていく必要がある。
- なお、既に高等学校においては校長が高等専修学校における履修を一定範囲で高校の単位として認めることが可能となっており、特に単位制高校、通信制高校など、多様な学びの機会を保障している学校・教育施設の間での相互の移動をより容易にする観点からは、高等専修学校における単位制の導入についても将来的な検討課題とすることが考えられる。

4-4. 国による広報活動、専修学校による情報公表の強化

- 専修学校に関する広報として、現在、文部科学省では「#知る専」のホームページの運営や、中学校や高等学校の校長会や進路指導担当者向け広報活動⁸⁴を行っている。また、大学入学者選抜要項における高等専修学校の位置付けの明確化も行われてきた⁸⁵。こう

⁸² 関係国の協力によってOECDが運営するWebサイトであり、諸外国及び我が国の教育制度等に関する情報が公表されている。

<https://gpseducation.oecd.org/>

⁸³ 資料「高等専修学校の認知度」を参照。

⁸⁴ 資料「令和5年度専門学校・高等専修学校 進路指導担当者への説明状況」を参照。

⁸⁵ 資料「大学入学者選抜実施要項について」及び「令和6年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ

した国による広報活動は、専修学校の認知度向上等のため、継続していく必要がある。

○また、専修学校においては、学修者本位の教育を行う観点、また学修者保護の観点からも、上記のような国による広報活動に加え、専修学校自身による情報公表を着実に進めていく必要がある。

○このため、専修学校の教育の特徴や、学校生活の様子、就職指導、資格取得や就職などの状況、卒業や中途退学の状況、経営情報などを的確に発信していく必要がある。

また、情報公表等の責務を十分に果たしていない学校があることは課題である。こうした責務を果たしていない学校に対しては、職業実践専門課程等、各種認定の取り消しなども含めた、厳格な対応を行政がとっていくことが必要である。

さらに、専門学校と高等学校が連携を深めていくことも必要である。既に専門学校の教員を専門高校に招いての講演や、更に一步進めたカリキュラム連携に取り組んでいる例もある。このような連携や、専門学校側からの的確な情報の公表等により、生徒の進学等に当たって、高等学校側が専門学校に対して持つ信頼・期待に専門学校側が応えていく関係を築いていくことが望ましい。

○また、専門学校においては、実践的な優れた教育がなされているケースも多くあるものの、全体として、専門学校の卒業生の処遇は大学の卒業生のそれを下回っている⁸⁶。専門学校の教育の質保証の取組や、情報発信の強化を通じ、専門学校の教育内容や特徴と、卒業生の学修成果の認知度が向上し、ひいては、その社会的評価につながっていくことを期待する。また、企業等においては、専門学校の卒業生の知識・技術・技能を的確に評価し、適切な処遇を行うことを期待する。

4-5. 遠隔授業（オンライン教育）の質を確保するためのガイドライン

○専修学校は実践的な職業教育機関であり、実習等が多く求められる性質上、対面授業が原則であることに変わりはない。また、対面で教師や生徒が集まることは、単に知識・技術・技能の修得のみならず、人間関係形成や非認知能力向上の観点からも大きな意味がある。

他方、コロナ禍の中、テレワークの普及をはじめ、社会全体の様々な活動がオンラインで行われ、専門学校でも遠隔授業（オンライン教育）の実践がかなり積み重ねられた。遠隔授業は、今後の災害への備えやリカレント教育の推進に資するものとして、専門学

&A について」を参照。

⁸⁶ 資料「学歴別にみた賃金」を参照。

校教育の中での活用も必要と考えられる。

こうしたことを踏まえ、遠隔授業（オンライン教育）の質を確保するため、既にある省令・告示等⁸⁷に加え、コロナ禍において示された新たな考え方⁸⁸も含め、遠隔授業（オンライン教育）ガイドラインの整理が望まれる。

⁸⁷ 専修学校における遠隔授業の取扱いについて（周知）（令和3年6月9日付3文科教第283号通知）

⁸⁸ 専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について（通知）（令和2年4月6日付2文科教第53号通知）

おわりに

- 本報告は、専修学校の教育の質保証・向上と、その振興を図る施策をとりまとめた。社会的な情勢が大きく変化する中で、若い世代にとっても、学び直しを行う世代にとっても、実践的な職業教育が行われる専修学校の役割は大きい。その教育の質保証・向上を図るとともに、専修学校教育の固有の価値を磨き、社会的意義を発信していくことが重要である。

- 当会議の議論の中では、職業教育体系の確立を望む意見も出された。転職や副業など、新しい雇用環境が生じ、社会に出たあとの学び直しの必要性が高まっている中で、職業教育の在り方について、様々な場で検討が深められていくことに期待をしつつ、当会議としても、今後必要な役割を果たしていくこととしたい。

- 本提言の実現を通じ、専修学校関係者、行政関係者等が、専修学校をとりまく状況や施策を俯瞰し、それらを見直し、共通意識をもって、職業教育や専修学校の振興に取り組むことを期待する。

###